

京都市告示第36号（平成28年4月1日）

|    |       |       |            |
|----|-------|-------|------------|
| 改正 | 平成29年 | 3月31日 | 京都市告示第704号 |
| 改正 | 令和2年  | 3月30日 | 京都市告示第644号 |
| 改正 | 令和3年  | 4月1日  | 京都市告示第23号  |
| 改正 | 令和6年  | 3月29日 | 京都市告示第706号 |
| 改正 | 令和7年  | 3月27日 | 京都市告示第775号 |

京都市都市計画関係手数料条例の別表第11備考2の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第30条第1項各号に掲げる基準について確認することができる書類を次のように定めます。

京都市長 門川 大作

1 京都市都市計画関係手数料条例（以下「条例」という。）別表第11(1)の項に規定する審査

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして、本市が発行する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第24条第2項に規定する認定通知書及び申請書（規則第27条第1項に規定する変更認定通知書の交付を受けている場合は、当該変更認定通知書及び申請書を含む。）の写し（申請に係る建築物が法第29条第3項に規定する他の建築物であるものに限る。）

2 条例別表第11(2)の項に規定する審査

(1) 審査対象が住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が発行する技術的審査適合証の写し

(2) 審査対象が非住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する技術的審査適合証の写し

(都市計画局建築指導部建築審査課)